

【重要】緊急事態宣言発令時の入構制限について

愛知県に緊急事態宣言が発令された場合、次のようなキャンパス内への入構制限措置をとります。

【学生】

原則、学生の入構はできません。

ただし、履修登録期間中、自宅で履修登録ができない学生については、大学のパソコン教室を開放します。（このほか、大学が特例的に許可する場合は入構を認めます。その場合はポータルシステムで通知します。）

【教員】

遠隔授業準備や大学が招集する会議等以外は、入構を控えてください。

【職員・助手】

交代勤務とします。勤務の割り振りは上長の指示に従ってください。自宅待機時にテレワークが可能な場合は、テレワークで業務を行ってください。

【期間】

緊急事態宣言が発令された時から発令期間中。

（当面5月9日（土）までを目途とします。）

【趣旨】

今回の入構制限措置は、政府・専門家会議が新型コロナウイルス感染症の爆発的な拡大を防ぐため、各自が他の人との接触を今までよりも「8割減ずる」ことが必要だとする要請に対応するための措置です。

学生教職員の皆様一人ひとりが、真に生活のために必要な外出以外は自宅等にとどまり、不要不急の外出を控えていただくようお願いします。

2020. 4. 10

名古屋外国語大学